

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	泉支所 地域振興課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市柿迫いきがいセンター
	所 在 地	八代市泉町柿迫5157番地
	設置目的	市民が集い、憩う場として自らの健康の維持管理を図り、長寿を全うできるように活用する。
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
	所 在 地	八代市本町1丁目9番14号
指定管理業務の内容	条例第3条各号に掲げる事業に関する業務 生きがいセンターの利用の許可に関する業務 生きがいセンターの利用に書かる料金の徴収に関する業務 生きがいセンター施設及び付属施設の維持及び修繕に関する業務	
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3年

II 利用状況

	令和5年度 (評価対象期間の最終年度)	令和4年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開 館 日 数	291	275	16
施設利用者数	4,076	3,451	625
施設稼働率	99	93	6
事業参加者数	4,076	3,451	625

III 収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

（単位：千円）

	予算	決算	効果額	備考
収 入	12,590	10,801	-1,789	
指定管理料	12,085	10,201	-1,884	
利用料金	465	560	95	
その他（支援金）	40	40	0	熊本県LPガス料金高騰 対策支援金
その他（ ）	0	0	0	
その他（ ）	0	0	0	
支 出	12,590	10,801	1,789	
人件費	7,667	6,396	1,271	
事業費	800	674	126	
管理費	3,549	3,183	366	
事務費	574	548	26	
収 支	0	0	0	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント		配点	評価 レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み		40		32
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み		25	4	20
①開館時間・休刊日の利用				
②利用状況				
③広報契約				
④勤務者の教育・研修				
⑤その他の取組み				
(2) 利用者満足度		15	4	12
①意見・ニーズの把握、反映				
②苦情対応				
③情報提供				
[評価の理由]				
地元住民の活動の拠点として定着しており、各種集会、行事等に会場を提供している。また高齢者福祉保健の増進のために元気体操や、いきいきサロンを通年開催する場となっている。健康管理及び保持増進の事業である一般入浴の利用も多い。				
2 管理経費縮減に関する取組み		15		8
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み		10	3	6
①経費節減の取組み（人件費・光熱費等）				
②業務の委託				
③会計処理				
(2) 収入の増加		5	2	2
①収支				
[評価の理由]				
職員が意識してこまめに各部屋のスイッチ操作を行う等、細かく節電・節水に努めている。				
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み		30		24
(1) 施設管理手法及び維持管理体制		20	4	16
①適正な人員配置				
②勤務者の教育・研修				
③施設・整備・備品納入業者管理（点検や修繕等）				
④入浴施設の衛生管理				
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など		10	4	8
①緊急事態の対応（準備）				
②個人情報の保護				
③情報更改				
④守秘義務				
⑤文書の整理保存				
[評価の理由]				
利用者本位のサービス提供を心掛けて業務に従事し、職員間の情報の共有・サービスの平準化にも努めている。緊急事態の対応にも避難訓練、蘇生法等研修会を開催し体制を整えている。また快適な環境の提供に向けて、館内及び入浴施設を清潔に維持管理している。				

4	その他の取組み	15		12.2
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	7	3	4.2
	①地域との連携			
	②他の市民利用施設との連携			
	③地域交流事業の実施			
	(2) 地域雇用への配慮	8	5	8
	①市民採用・再雇用			
	②地元業者委託			
	[評価の理由]	地域の行事や会参加を促進するため、地域住民へ会場を提供している。雇用については、地域雇用の場としての役割を果たしている。		
合 計		100		76.2

【総合評価結果】

合計得点	76	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 [↑] い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%		目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%		目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない [↓]	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク(A～E)を決定する。